

Zoomによる乳児保育研修 1 - 2 の受講案内について

Zoomによるオンライン研修の受講について次の通りお知らせします。

- 1 開催日時 令和3年1月15日（金） 9：30～16：30
- 2 開催方法 ハイブリッド型オンライン研修（Zoomと集合研修の併用型）

① 参加URL	https://www.google.com/url?q=https://us02web.zoom.us/j/84976260370?pwd%3DRE9oU04zVE9mY1RwT2g5b1VTbkcHQT09&sa=D&source=calendar&usd=2&usg=AOvVaw3E0JyVHoUBDogYtoTeCAWS
② パスコード	994531
③ ミーティングID	849 7626 0370
<p>※ 上記のZoomの①参加URL、②パスコード、③ミーティングIDと受講者のお名前の順で入力すると入室できます。なお、入室後であってもお名前の変更が可能です。ご自分の画像を右クリックすると、メニュー画面が表示されますので、「名前の変更」をクリックして、受講者のお名前に必ず変更してください。</p>	
<p>※ 研修開始時間は9時30分からです。研修開始の30分前から入室できます。</p>	

3 研修資料のダウンロードについて

- ① 北九州市社会福祉研修所のホームページの社会福祉施設従事者研修（保育）のページから、乳児保育研修1-2の「開催要領等」をクリックして、ダウンロードしてください。
- ② 「研修レジュメ」はPDFで作成しています。ダウンロード後、各自で印刷をお願いします。

4 注意事項

- オンライン研修（Zoom）参加に必要な環境
 - ・カメラ・マイク機能付きパソコン（1人1台）
 - ・周りの音、声が入らない場所
- 事前にZoomミーティングシステムの接続テストを実施してください。

I はじめに

1. 乳児と保育所保育指針改定

(1) 保育所保育指針とは

保育所は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

保育所保育指針第1章総則1 保育所保育に関する基本原則(1)ア

保育所保育指針は、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について定めたもの

保育所保育指針解説序章

→専門職である保育士等は、保育所保育指針の考え方、保育のねらい及び内容などを深く理解し、日々の保育実践につなげる必要がある

(2) 乳児を取りまく環境の変化

子どもを取り巻く環境 = 大人を取り巻く環境

- ①生活や遊び環境の変化
- ②人とのかかわりの変化
- ③からだの育ちに関する変化

Work1 最近の乳幼児の育ちや子育てについて気になったところについて書き出して、考えてみましょう

Work2 Work1の課題について、保育所や保育士がどのように支援できるか考えてみましょう

(3)乳児保育における保育所保育指針改定の背景とポイント

《保育所保育指針改定の背景》

- ・平成 20 年改定から現在に至るまでの社会の変化
- ・0～2 歳を中心とした保育所等の利用児童数の増加
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加など

《改定のポイント》

保育所保育指針構成（平成 20 年）	保育所保育指針構成（平成 29 年）
第 1 章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割 3 保育の原理 4 保育所の社会的責任	第 1 章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 2 養護に関する基本的事項 3 保育の計画及び評価 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項
第 2 章 子どもの発達 1 乳幼児の発達の特性 2 発達過程	第 2 章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3 歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 4 保育の実施に関して留意する事項
第 3 章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 2 保育の実施上の配慮事項	第 3 章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 食育の推進 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 4 災害への備え
第 4 章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 2 保育の内容等の自己評価	第 4 章 子育て支援 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 3 地域の保護者等に対する子育て支援
第 5 章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等	第 5 章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等 4 研修の実施体制等
第 6 章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者に対する支援の基本 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3 地域における子育て支援	
第 7 章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等	

①乳児・1 歳以上 3 歳未満児の保育の重要性

2008 年の前回の改定時に比べ、特に 3 歳未満児の保育所保育の重要性が大きくなっている。そのため、新指針では「第 2 章保育の内容」を大きく変更、「乳児」「1 歳以上 3 歳未満児」「3 歳以上児」の 3 年齢に区分している。そして、各年齢における保育内容を 5 領域に則り、なお、2008 年の前回の改定時には「子どもの発達」が記載されていたが、新指針ではそれぞれの年齢区分における成長の特徴を詳細に記載する内容となっている。

【乳児】次の3つの関わり視点で記載

「健やかに伸び伸びと育つ」(健康の領域へと発展する)

「身近な人と気持ちを通じ合う」(人間関係、言葉の領域へ発展する)

「身近なものに関わり感性が育つ」(環境、表現の領域へ発展する)

【1歳以上3歳未満児および3歳以上児】

5つの領域での記載

②幼児教育の積極的な位置づけ

「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、幼稚園教育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂との整合性を図った「保育活動全体を通して育みたい」3つの「資質・能力」を記載。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な10の姿」も記載。

③小学校教育との円滑なつながり

幼児教育が保育所での教育を含め、小学校以降の学習や生活の基盤の育成につながる重要な機会であるとの認識から、保育所保育でも小学校とのつながりを一層図るべきことが強調されるようになったため、2008年の前回の改定時以上に「小学校との連携」の項の充実を図っている。

④健康および安全な保育環境の確保

食育に関しては、保育所における食育のさらなる浸透をめざし、記述内容を充実。

東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえて、行政機関や地域の関係機関と連携しながら、日頃からの備えや危機管理体制づくり等を進めるとともに、災害発生時の保護者との連絡、子どもの引渡しの円滑化を記載。

⑤子育て支援の充実

「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、保護者・家庭と連携した、質の高い子育てのための記述内容の充実を図っている。また、貧困家庭、外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭の増加、児童虐待の相談件数の増加に対応した記述内容となっている。

⑥職員の資質・専門性の向上

専門職としての保育士等の資質の向上を目指した記述内容充実、そのためのキャリアパスの明確化、研修計画の体系化について新たに記載。

※乳児保育とは

乳児とは、児童福祉法に「満1歳に満たないもの」(児童福祉法第4条第1項第1号)

→ 乳児期は、心身の発育・発達が著しい時期

乳児保育の役割

①子どもの育ちを支える役割

②保護者の子育てを支えて援助する役割

③地域の子育て家庭の子育てに対する専門的知識等を提供する役割

Ⅱ 乳児保育の環境

2. 乳児保育の基本的環境

(2) 保育所保育指針第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

(3) 乳児を取り巻く環境(所属園の具体的な内容を記入しましょう)

人的環境	物的環境	空間的環境

(3) 人的環境のありかたを考える

- ① 基本的信頼感を育てる保育
- ② 人的環境と物的環境のかかわり
- ③ 保護者との連携による保育

Work1 保護者とのかかわりの中で困難さを感じたことと、その対応を振り返り、改善点を探りましょう

2. 保育における生活環境

(1) 乳児が安全に生活できる生活環境とは

Work2 乳児や3歳未満児の安全な生活環境として、必要なことは何でしょうか

SG マーク	一般財団法人製品安全協会。「Safe Goods(安全な製品)」の略号
PS マーク	国が決めたもの。「Product Safety(製品安全)」の略号。
ST マーク	一般社団法人日本玩具協会。「Safety Toy(安全玩具)」の略号。

①生活場面から考察してみましょう

《睡眠時の窒息のリスク除去》※睡眠前も含む

- 乳児の顔が見えるあおむけで寝かせている(医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合を除く)
- 一人にしていない
- 寝かせ方に配慮をしている
- やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用していない
- ヒモあるいはヒモ状のものを置いていない
- 口の中に異物や嘔吐物がないか確認している
- 睡眠時のチェックなどをする事により、異常の早期発見、重大事故の予防のための工夫をしている
- ヒヤリハットの記録などを通して、睡眠時事故リスクを共有している

②所属園の保育室の環境を図解し、考察しましょう

- 物の配置を考える
- 子どもの動線を考える
- 保育室の中での危険個所と対応工夫を記入してみましょう

3. 遊びを中心とした子どもの環境

(1)玩具について考えてみる

(2)保育者の感性について考えてみる

Work3 最近心が動いたことについて記入し、その後話してみましょう

Work4 毎日が豊かになるように取り組んでいることはどのようなことか記入し、その後話してみましょう

4. 他職種との連携について

Work5 健康管理や安全管理などについて、それぞれの役割分担と連携の取り組みについて記入し、話してみましょう

Ⅲ 乳児の指導計画、記録および評価

1. 計画は何のために行うのか

(1) 計画とは

① 日常の計画と目的について考えてみましょう

どんな計画を立てますか	何のために(目的)、どんな方法で

② 計画の必要性とは

(2) 全体的な計画と指導計画

保育の計画 → 「全体的な計画」と「指導計画」(保健計画、食育計画なども含む)からなる

① 全体的な計画

→ 従来の「保育課程」

→ 保育所保育の全体像を包括的に示すもの

関連法令等、保育所の保育方針 → 子どもの在籍期間全体を通して、保育をどのように
進めるのかを示すもの

園の保育の大きな目標や大まかな展開の方向を示す

[ワーク] 先生の園の全体的な計画とその特徴とは

② 指導計画

→ 全体的な計画に基づいて立案、より具体的実践的な保育の計画

具体的なもの → ねらい、内容、環境の構成、保育者の援助などの指導の内容や方法
保育の具体的展開や子どもの姿がイメージされるようなもの

[ワーク] 先生の園の指導計画とその特徴とは

③乳児保育の指導計画

全体的な計画を基に作成される

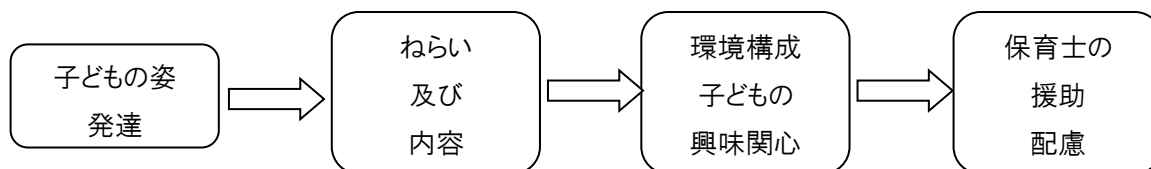
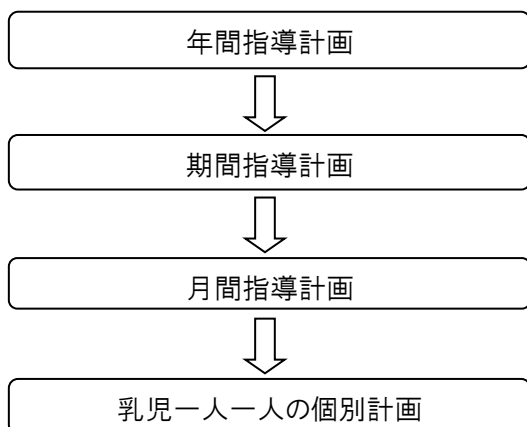
乳児保育の指導計画は個別的に作成される

→ 心身の発達の顕著さや個人差のため

一日 24 時間を視野に入れ、生活リズムを形作る「睡眠」「覚醒」のリズムや「排泄」「食事(授乳・離乳食)」に配慮して作成する

子ども一人一人への配慮が必要 → 保育士等の連携が重要となる

(3) 具体的指導計画



ねらい…保育の目標をより具体化したもの

子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい資質・能力を、子どもの姿から捉えたもの

内容…「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項

保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項

[育みたい資質・能力]*0 歳から小学校就学前まで続く。またその後の小中高へと続くもの。

・豊かな経験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

・気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

・心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

[ワーク] どのような活動を通して「育みたい資質・能力」が育っているのか

活動場面	育っていると思われる「資質・能力」(10の姿)

2. 保育における記録の必要性

(1)記録とは

①日常の記録と目的について考えてみましょう

どんな記録を立てますか	何のために(目的)、どんな方法で

②保育における記録と評価

カリキュラム・マネジメントの考え方

→ ねらい及び内容を相互に関連させながら、「育みたい資質・能力」の実現に向けて、子どもの姿や地域の実情等を踏まえつつ教育課程を編成、指導計画の計画(Plan)、実施(Do)、評価

(Check)、改善(Act)を行う。

記録を取ることで、保育をふりかえり、保育の質を高める

- 観察の必要性
- 保育を見る視点の必要性
- 記録を残す(日誌等に書き記す)ことの必要性 → 日誌を基に記録を整理する
- 記録を基に評価を行うことができ、保育を改善、質の向上へとつなぐことができる

[ワーク] どのような記録を取り、その記録を生かしているか(目的等)

記録	目的等

4. 保育士の自己評価と園全体の自己評価

(1)保育士の自己評価

- * 他の評価基準を活用してみよう (例)北九州市児童福祉施設等第三者評価基準より
- 乳児の保育にあたっては、特に、家庭と連携を取りながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている
 - 授乳は、子どもが欲しがるときに、抱いて目を合わせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている
 - 離乳食については、家庭と連携を取りながら子どもの状況に配慮し、ゆったりと関わりながら食べさせている
 - おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップを取りながら行っている
 - 一人一人の生活リズムに応じて安全な環境の下で十分な睡眠をとることができるように配慮している
 - 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている
 - 喃語には、ゆったりとやさしく応えている
 - 顔を見あってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている
 - たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている
 - 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている
 - 特定の保育士との継続的な関わりが保てるよう配慮している
 - はう、立つ、歩くなどの行動が自由にとれる、安全な環境が整っている
 - 乳児保育担当者のうち一人以上は、乳児保育の経験がある保育士である
 - 乳児保育に関する研修を受けている
 - 乳児特有の症状に対する対応を行っている
 - 玩具・遊具の消毒とベッドの清拭を毎日行っている

乳児保育に必要な環境が整っているか、乳児保育に関わる保育士の乳児への関わりは適切か、乳児の発達を踏まえて指導計画が立案されているか、などを評価する

(2)園全体の自己評価

5. 園内研修の活用

(1)職場内研修と職場外研修

そもそも研修はなぜ必要か。→ 園全体の保育の質向上をめざすためのもの。また、一人ひとりのスキルアップにつながるもの。そのためには園の職員全員で取り組むことが必要。

研修は、園も職員も成長していくために欠かせないものであり、保育所等で働く職員には、専門性をさらに高めることが求められている。

→ 子どもの育つ環境である家庭や地域の変化と密接なかかわりがあり、その変化に対応する力をつけるには研修の活用が重要だと考えられている

園内研修 → 日々の保育の質向上を目的とする。一人ひとりの職員が何に対して疑問や悩みを持っているのかを、園全体として抽出することが求められる

ねらい:職員同士が対話し、それぞれが持ち寄った課題に対して、さまざまな価値をもって交流をすること。

参加者一人ひとりがお互いを尊重し、それぞれの力を出し合いながら補い合い、保育の場にかかわる職員として、自らの成長を実感しながら、より良い保育をめざす。

園内研修の場は、保育の質を高める目的を持つものであり、保育にかかわる職員が、「保育」をテーマにコミュニケーションをはかる場でもある。

保育所保育指針第5章職員の資質向上 3 職員の研修等(平成30年施行)

(1) 職場における研修

職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

(2) 外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

(2)まずは園内研修にとりくむことで質の向上を目指す

①園内研修参加者全員が役割を担う

役割1:参加者 → 新任教諭など

日常の保育のなかでの自らの疑問や悩み、あるいは課題として思っているこ

とを他の職員に伝える役割を担うことができる。他の職員の同様の発言を「自分だったらどのように考えるか」を伝える役割も担える。

役割2:コーディネーター → 中堅、ミドルリーダーなど

場の調整役としての役割を担う。

コーディネーターは、場を整え、全体的な取りまとめをする。

具体的には「園内研修の日時調整、設定」や、「参加者への呼びかけ」、「司会をする」などの役割

必要なもの(資料やレジュメ、文具等)やリラックスした雰囲気を作るためのもの(お茶菓子等)を準備することもある。

→ 準備物を参加者に輪番で依頼するなどの調整を行って、参加者一人ひとりが園内研修に必要な当事者であることの意識付けをすることもできる。

役割3:ファシリテーター → 園長や主任教諭など

園内研修の場を円滑に運営できるようにする。

場の進行を促し、一年間の園内研修を見通しながら集団としての育ちの展開を考えるようにする。

それぞれの職員から日常の保育のなかで感じている課題や疑問を抽出できるようにする。

→方法:アンケート調査や面談調査など

ファシリテーターの手腕が研修の充実度を大きく左右する

運営管理や日常の保育のなかでリーダーをしている園長や主任保育士が自らの意見を述べすぎないようにする。

→参加者の当事者性が下がる。

さまざまな意見が出にくくなってしまふことが懸念される。

園内研修の場では適切な介入を行い、場が深まるようにし、中立的な立場で、参加者全員が発言できるようにすることが必要。

②研修計画

年間計画を立てる(職場外研修および職場内研修)

→ 職場外研修(研修名、月日、出席予定者、その後の報告予定等)

→ 職場内研修(1年間の計画※職員会議中ではなくあくまでも研修としての位置づけ)
(研修タイトル、月日、参加予定者、その後の報告予定等)

記録を保管する(職場外研修及び職場内研修)

→ 園全体の記録(報告書、ファイリングする)

→ 個人名での記録(報告書、ファイリングする。ひとりひとりのスキルアップの記録)

研修希望調査(職場外研修)

→ 職員一人一人の研修の機会確保

(3) 良い雰囲気の内研修となるために

学びの時間を共有できることに感謝することは大切であり、研修に対する肯定的で積極的な気持ちを支える

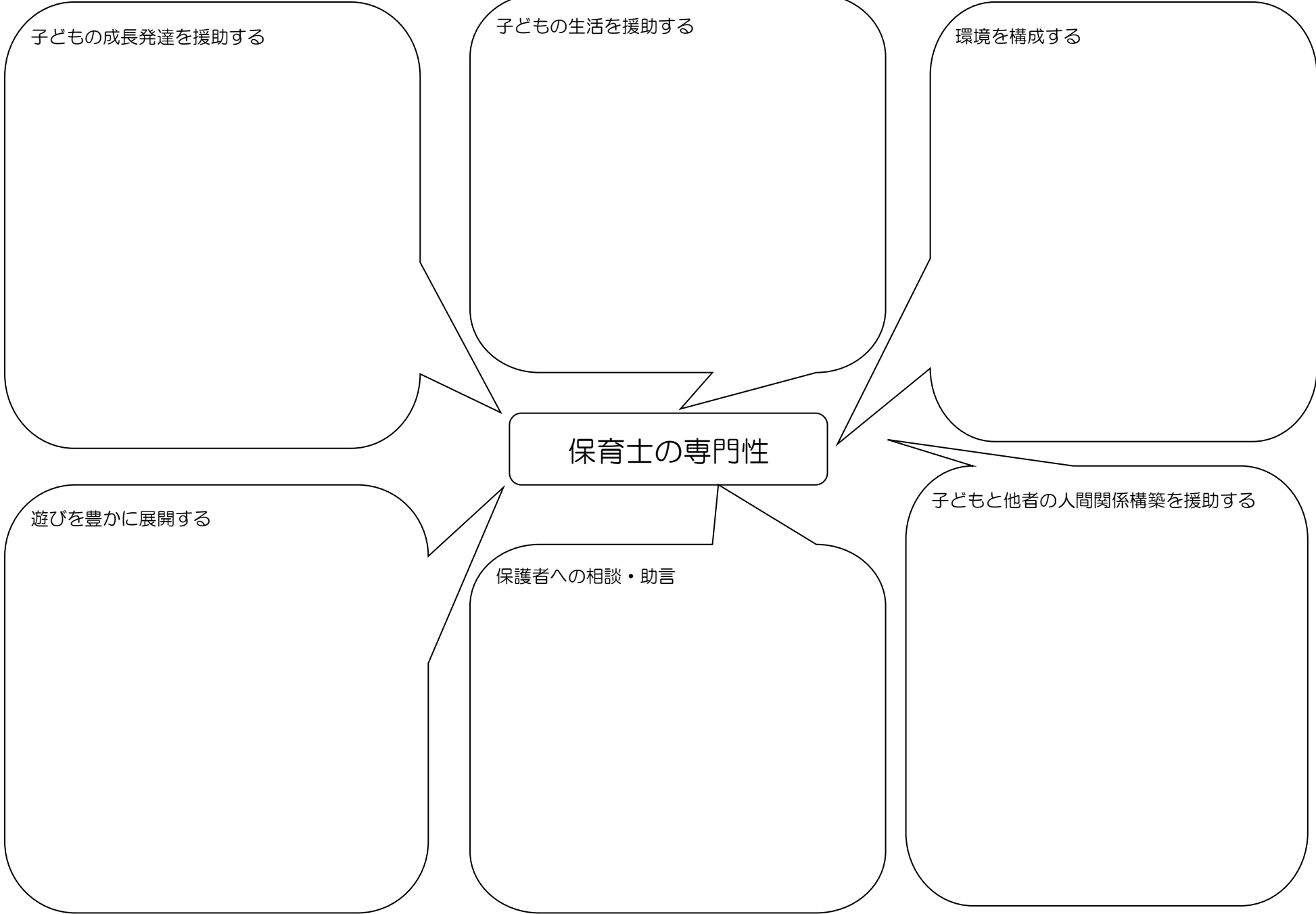
→ 周りの仲間と協働的に取り組み、「研修をやってよかった」と思える状況をつくり出すことが必要。
園内研修の参加者全員が、一人ひとりの職員を仲間として大切な存在であると感じつつ、自らの取り組みにも楽しみながら肯定感が持てるようにする。

→ 研修の継続につながり、園全体の雰囲気として職員一人ひとりがいきいきと保育に取り組むことを促す。結果として園全体で保育の質を高めるものへと向かうと思われる。

【園内研修の時に心掛けたいこと】

- | | |
|----------|------------------|
| ①笑顔 | ⑤身を乗り出す |
| ②挨拶 | ⑥問い詰めるのではなく問いかける |
| ③アイコンタクト | ⑦学ぶ姿勢で |
| ④うなづく | ⑧穏やかな声、言葉、態度 |

(引用)「手がるに園内研修メイキングーみんなでつくる保育のカー」わかば社、2016より



※保育所保育指針による保育士の専門性

→ 保育所保育指針 第1章総則 1保育所保育に関する基本的原則(1)保育所の役割

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

[保育所保育指針解説より]

- ①これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する
知識及び技術
- ②子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける**生活援助の知識及び技術**
- ③保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、**保育の環境を構成していく知識及び技術**
- ④子どもの経験や興味や関心に応じて、**様々な遊びを豊かに展開していくための知識及び技術**
- ⑤子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく**関係構築の知識及び技術**
- ⑥**保護者等への相談、助言に関する知識・技術**

先生方の一日の仕事を書いてみましょう

時間(午前)	仕事内容	時間(午後)	仕事内容

玩具名(物的環境)	どのくらいあるか	子どもの遊ぶ頻度	見直しの時期